平成２６年（フ）第５０８号
埼玉県越谷市東越谷９丁目144番地２　ハイツクリフサイド203
債務者　川上　　広
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５３１号
埼玉県川越市大字山田1900番地１　県営川越山田団地１号棟102号室
債務者　糸柳メルーリンこと　イトヤナギ　メルーリン　コラード
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５４９号
埼玉県川越市泉町２番地26　レーベンスクエアサントレッセ614号室
債務者　直塚　崇浩
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３３６号
静岡県沼津市大塚978番地　県営原団地Ｆ―505
債務者　渡邉まどか
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４２号
京都府福知山市字長田2695番地の２
債務者　本多　洋和
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第６１号
北海道岩見沢市７条東４丁目８番地９　レジデンス渡辺
債務者　山下　久夫
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第３０７号
愛知県一宮市花池４丁目８番７号
債務者　福田　光輝
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２２７号
香川県高松市高松町2585番地　県住２―２
債務者　宮本　京子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８８号
佐賀県鳥栖市本鳥栖町615番地１　Ｅ．ポプラール902
債務者　河野みどり
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９４号
佐賀市若宮２丁目９番20号
債務者　平島　真紀
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９５号
佐賀市若宮２丁目９番20号
債務者　廣瀧あつ子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０７号
佐賀市城内２丁目３番２号　城内マンション201号
債務者　松崎真奈美
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３５０号
沖縄県浦添市前田１丁目41番１―303号　丸親アパート
債務者　新田　宗勝
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４６２６号
大阪市住吉区遠里小野５丁目５番25号
債務者　山中由紀子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６７０号
大阪市東淀川区淡路５丁目12番６号　パークハイム淡路Ｂ棟202号、前住所大阪市浪速区恵美須西３丁目４番22―704号
債務者　冨田麻祐子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７２９号
大阪市住吉区我孫子５丁目７番１―107号
債務者　藤谷久仁子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７３１号
大阪府枚方市楠葉丘１丁目14番４号
債務者　山下　明美
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部